

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第9号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--------------------|-------|--|--|--------------------|-----|--|--|
| 別表第5（第20条関係） | | | | 別表第5（第20条関係） | | | |
| 1 略 | | | | 1 略 | | | |
| 2 球技場の使用料 | | | | 2 球技場の使用料 | | | |
| (1) (2)に掲げる場合以外の場合 | | | | (1) (2)に掲げる場合以外の場合 | | | |
| 使用区分 | | 午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額 | 午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額 | 使用区分 | | 午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額 | 午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 附属施設 | 会議室 | 略 | 略 | 附属施設 | 会議室 | 略 | 略 |
| | 第1更衣室 | <u>600円</u> | <u>600円</u> | | | | |
| | 第2更衣室 | <u>360円</u> | <u>360円</u> | | | | |
| 備考 略 | | | | 備考 略 | | | |
| (2) 略 | | | | (2) 略 | | | |
| 3 略 | | | | 3 略 | | | |

第12号様式（第9条関係）

（日本工業規格A列5番）

冊
号

有料公園団体利用申請書

年 月 日

所長 殿

申請者の住所及び氏名 ㊦

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名）

有料公園の団体利用をしたいので、香川県都市公園規則第9条の規定により申請します。

| | | | | |
|-------|----------------------------|-----|-----|-----|
| 団体名 | | | | |
| 代表者氏名 | | | | |
| 利用者等 | 区 分 | 料 金 | 人 数 | 金 額 |
| | 一 般 | | 人 | 円 |
| | 中学校の生徒及び特別支援学校の中学部の生徒並びに児童 | | | |
| | 計 | | | |
| 入園年月日 | 年 月 日 時 | | | |

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第12号様式（第9条関係）

（日本工業規格A列5番）

冊
号

有料公園団体利用申請書

年 月 日

所長 殿

申請者の住所及び氏名 ㊦

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名）

有料公園の団体利用をしたいので、香川県都市公園規則第9条の規定により申請します。

| | | | | |
|-------|------------------------------------|-----|-----|-----|
| 団体名 | | | | |
| 代表者氏名 | | | | |
| 利用者等 | 区 分 | 料 金 | 人 数 | 金 額 |
| | 一 般 | | 人 | 円 |
| | 中学校の生徒並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部の生徒並びに児童 | | | |
| | 計 | | | |
| 入園年月日 | 年 月 日 時 | | | |

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。